平成２１年（フ）第８８６０号
大阪市都島区中野町２丁目４番７号
債務者　阪本　昌彦
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　孝雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５８号
大阪府河内長野市南花台７丁目６番10号、事業所所在地大阪市中央区久太郎町３丁目１番12号　白鳥ビル株式会社ジュポン内３階34号室
債務者　モードマルヤマこと　丸山　正博
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２６号
大阪府茨木市春日４丁目６番17号
債務者　竹内　東洋
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９４号
大阪府豊中市東豊中町４丁目３番50―402号
債務者　石橋　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９５号
大阪府豊中市東豊中町４丁目３番50―402号
債務者　石橋美和子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５５号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘２番５号
債務者　山田　智裕
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　法之
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６７号
大阪府摂津市香露園17番15―306号
債務者　都築　伸也
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　　徹
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３９６号
山形市大字下東山4158番地
債務者　石山　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻277番地　岩崎貸家Ａ棟
債務者　倉田　　実
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４９号
群馬県太田市西矢島町314番地
債務者　相山　佳秀
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２９３０号
愛知県愛知郡長久手町熊田501番地　サンハイツひさし３－Ａ
債務者　木村　珠美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５３号
名古屋市西区枇杷島４丁目15番３号
債務者　丹羽美保子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５４号
名古屋市西区枇杷島４丁目15番３号
債務者　丹羽　良夫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２００号
愛知県瀬戸市上之山町３丁目６番地　サンハイツ大樹107
債務者　成瀬　幹雄
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９号
三重県伊勢市御薗町上條1272番地３
債務者　下村　泰彦
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
山形県米沢市通町６丁目10番33号
債務者　佐藤　久志
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１９３号
山形県米沢市中央４丁目３番20号
債務者　菅井　節子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１９６号
山形県米沢市大字川井2865番地の６
債務者　大場みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第５３号
群馬県利根郡昭和村大字糸井798番地１
債務者　澤田めぐみ（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係